

下水道整備事業



第1負担区の変更

現在、下水道認可区域335haのうち175haを第1負担区として平成7年度完成に向けて整備を促進しておりますが、この区域以外に、160haの一部についても留萌市の一大プロジェクトであるCCZ計画や国道231号の拡幅計画の進行にともない第1負担区と並行して整備を進める必要があります。

このため、今回新たに平成7年度までに完成を予定している34haの区域を第1負担区に含めることにしました。

拡張区域については、次のとおりです。

沖見町2・3・4・5丁目の一部	見晴町1・2丁目の一部
浜中町の一部	寿町3丁目の一部
宮園町3・4丁目の一部	旭町2・3丁目の一部
住之江町1丁目の一部	野本町の一部
千鳥町1・2丁目の一部	

拡張区域及び既設区域の平成5年度受益者負担金賦課区域は図のとおりです。

受益者負担金とは

下水道ができた地域では、排水が良くなり、水洗トイレが使用できるなどその地域の環境が改善され下水道のない地域に比べて利便性や快適性が著しく向上し、土地は下水道ができたことによって価値が高くなった(受益があった)こととなります。

けれども、これらの利益を受けるのは道路や公園と違って、下水道の完備した地域の方々に限られます。ですから、下水道の建設費を税金だけで賄うとすると下水道のない地域の方々との間に著しい負担の不公平を招くこととなります。そこで、公共下水道が整備されることによって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただくものです。

受益者負担金賦課対象区域図

第一負担区を 34ha拡張



負担金の額

受益者に負担していただく負担金の額は、1㎡当たり510円(単位負担金額)に土地の面積を乗じた額です。

例：330㎡の土地をお持ちの方の場合
 $510円 \times 330㎡ = 168,300円$ ……受益者負担金
 (5年分割で納めていただきますが、5年分を一括納めていただくとそれぞれの割合で報償金が、市から支給されます。)

負担金を賦課する時期

【負担金を納めていただく方】

すでに公共下水道の末端管渠整備が終わっている区域を「賦課対象区域」として公告し、その公告された区域内の土地所有者に、申告書を送付して土地の地番、地積、受益者名などを申告していただきます。その申告に基づき各受益者の負担金額が決まり賦課されます。又申告のない方については、公簿により賦課することになります。

前納報償金

受益者負担金を第1期納期までに2年分以降まとめて前納しますと、報償金が支給されます。

※ 詳しくは、市役所建設部下水道課まで
 ☎ 2-1801 内線312